

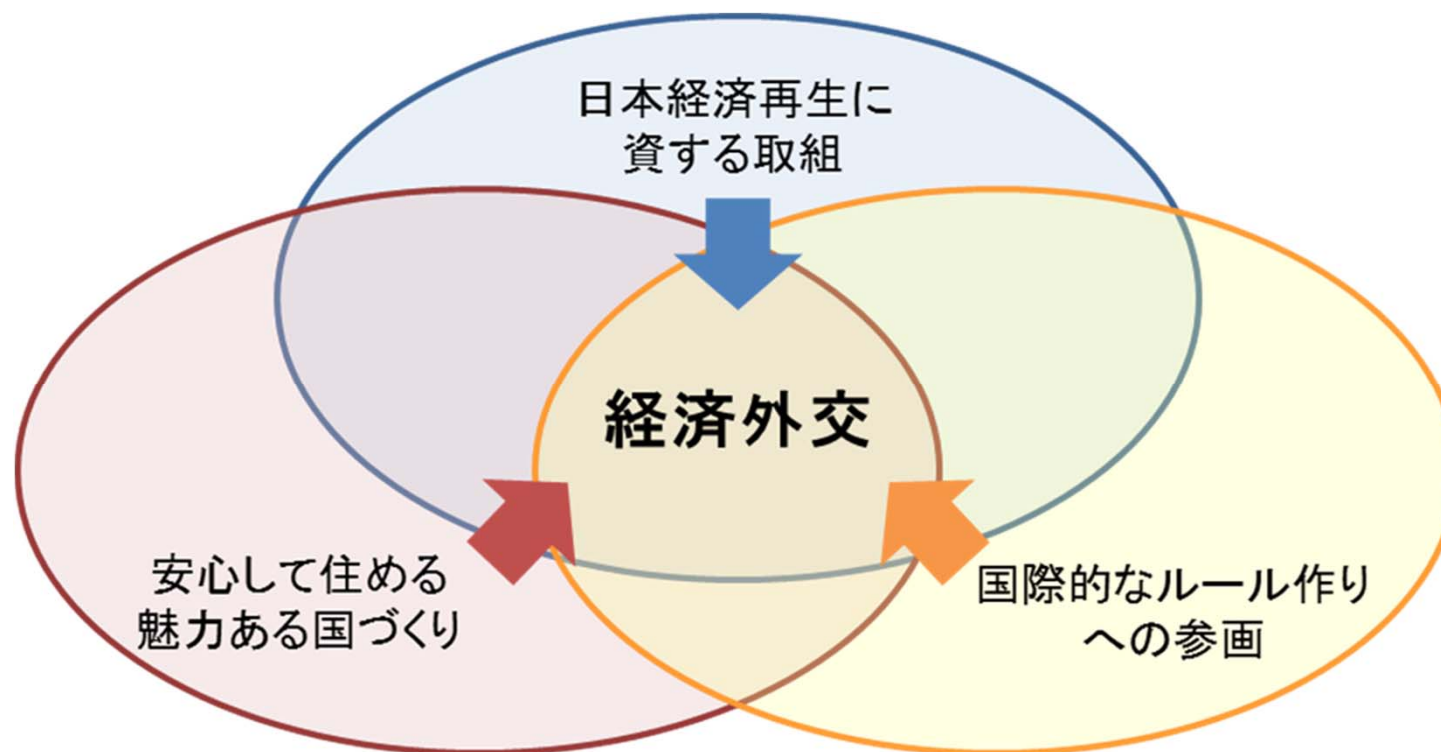
# 経済外交の基本方針

## 基本方針

平成28年2月18日 外務省経済局官民連携推進室

日本経済の成長を後押しする、力強い経済外交を推進し、成長戦略の実施に貢献する。経済連携交渉を加速するとともに、インフラシステム輸出や日本製品の輸出促進を含む日本企業の海外展開の推進、エネルギー・鉱物資源・食料の安定供給確保のための資源外交を強化する。経済面での「法の支配」を推進するとともに、日本にとって有利な国際経済環境の整備に努める。

- 日本経済の再生と発展に貢献すべく、3つの側面から経済外交を進める。



# 経済外交の取組の概要

| 日本経済再生に資する取組  | 安心して住める魅力ある国づくり  | 国際的なルール作りへの参画   |
|---|--|---|
| <p><b>高いレベルの経済連携の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 多数国間・二国間EPA/FTA</li> </ul> <p><b>日本企業の海外展開支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 中小企業を含む海外展開支援</li> <li>➤ インフラシステム輸出, トップセールス</li> <li>➤ 投資協定, 租税条約の締結促進</li> </ul> <p><b>日本製品の輸出促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 風評被害対策</li> <li>➤ 農林水産物等の輸出促進</li> </ul> | <p><b>エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 資源国との協力関係の強化</li> <li>➤ 国際的なフォーラム等での協力</li> </ul> <p><b>食料安全保障の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 食料安全保障の確保・向上</li> <li>➤ 鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用</li> </ul> <p><b>日本市場・人材の国際化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 対内直接投資促進</li> </ul> | <p><b>グローバルな課題等への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ G7</li> <li>➤ G20</li> <li>➤ APEC</li> </ul> <p><b>多角的貿易体制の維持・強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ WTO</li> </ul> <p><b>分野横断的な政策協調とルール作りへの貢献</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ OECD</li> </ul> |

## 日本企業支援に向けた体制強化の取組

### ● 外務本省の体制強化

平成27年9月、「インフラ海外展開推進室」、「投資室」及び「日本企業支援室」を統廃合し、日本企業の海外展開に向けた官民連携業務を総合的に担う「官民連携推進室」を経済局内に設置。

### ● 在外公館の体制強化

全ての在外公館に「日本企業支援窓口」を設置。「世界一開かれた、相談しやすい公館」を目指し、公館長以下、在外公館を挙げて努力。平成26年度の支援実績は、前年度比で約15%増となる約4万1千件となった(平成25年度の支援実績は計約3万6千件)。

- ・ 日本企業支援窓口 (276公館・331名。内、57公館の64名を新たに「食産業担当」に指名(平成27年12月)。
- ・ インフラプロジェクト専門官(51カ国・63公館・129名)
- ・ エネルギー・鉱物資源専門官(50カ国・55公館・71名)
- ・ 知的財産担当官(ほぼ全ての公館・261名)

※このほか、日本企業を法的側面から支援する体制を強化するために、平成27年度から6の公館において日本の弁護士を活用している。

# 在外公館における日本の弁護士を活用した日本企業支援

## (1) 事業の概要

- 在外公館において、日本企業活動を法的側面から支援する体制を強化するため、現地の法令、法制度等についての調査・情報提供や法的問題に関する日本企業へのアドバイス等の業務を日本の弁護士に対して委託。
- 実施公館は、進出している中小企業が多く、ニーズがある地域の公館の中から検討。

## (2) 委託内容(例)(現地法規制に反しない範囲で実施)

- 現地の法律事務所の実情及び法令・法制度やその運用に関する調査並びにこれらの調査結果の情報提供
- 日本企業が関わる個別の法的ビジネストラブル等に関する情報収集や分析及びコンサルティング(日本企業が抱える問題を的確に理解し、現地弁護士に伝達する、日本企業と現地弁護士との橋渡しを含む)
- 在外公館が現地政府と交渉する際のコンサルティング(事案の分析・整理等)等の業務
- 現地日本企業向け法律セミナーの開催等

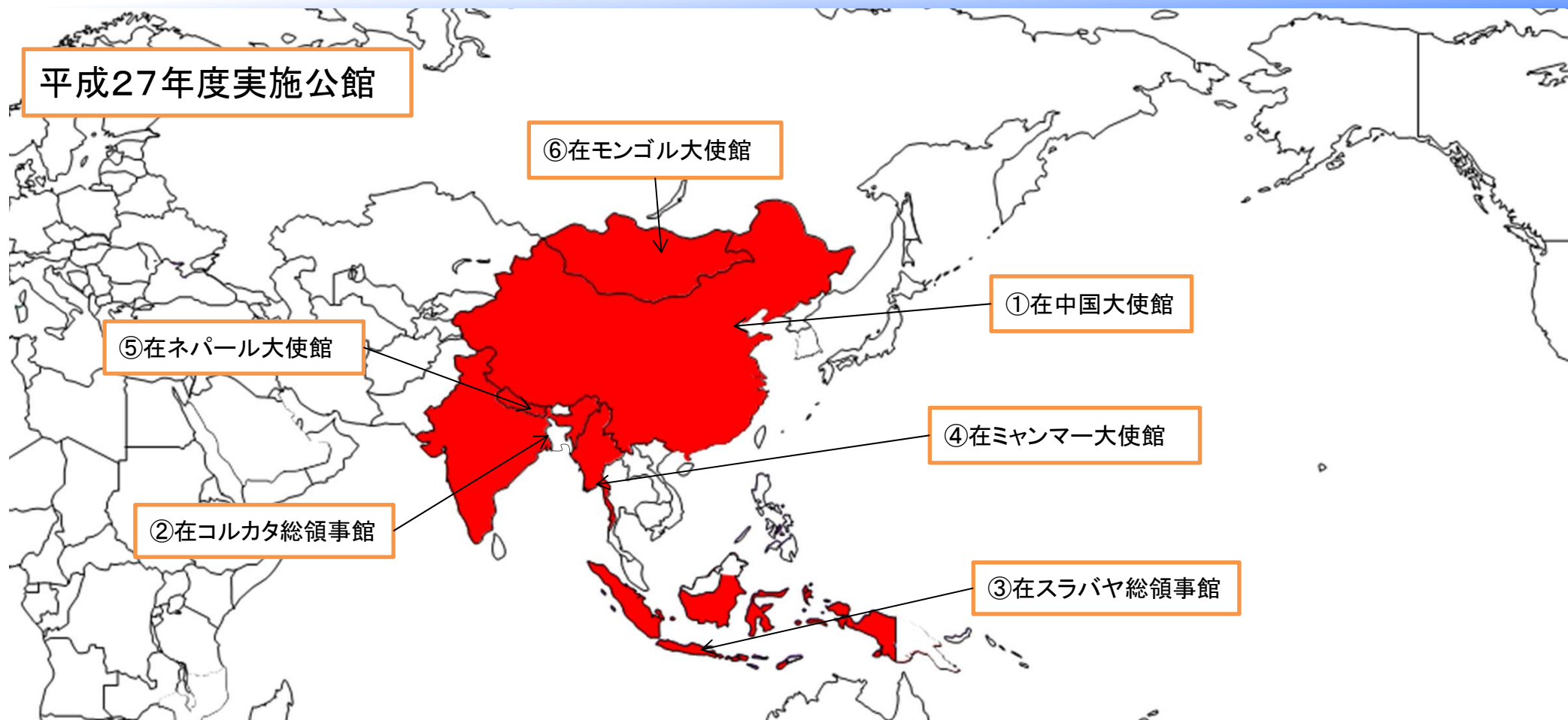
### 平成27年度の取組の例

在コルカタ総領事館における税務セミナーの開催  
(平成27年11月18日開催)

※日本人弁護士の駐在先に所属するインド人弁護士も  
ボランティアで参加し、当局の見解も含め活発に議論された。



## 平成27年度の実施状況と平成28年度予算



- 平成28年度についても、引き続き6～8公館程度において実施する方向で、予算を計上している(予算額は平成27年度と同様、約2000万円)。
- 現在、ニーズが特に高いと認められる32の在外公館において業務受託が可能な弁護士を、日本弁護士連合会のホームページにおいて募集している。